

伊方町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和8年7月7日 13:30～

2. 開催場所 伊方町役場本庁 6階 大会議室

3. 農業委員 ①出席委員 13人

会長 3番 阿部 弘喜

委員 1番 山田 信一

2番 井上 藤人

4番 山口 勇一郎

5番 今泉 博司

6番 峯本 安彦

8番 米田 慎一郎

9番 濱本 虎夫

10番 山下 美智子

11番 溜池 庸恭

12番 松澤 祐耶

13番 島崎 昭光

②欠席委員 1人

7番 島津 誠

4. 農地利用最適化推進委員

①出席推進委員

第1区 門田 泰藏

第2区 宮本 寛

第3区 山寄 勝司

第8区 藤原 勲

第10区 横山 忠文

第12区 小田 光晴

第13区 河野 好晴

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会議の決定について

日程第3 報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について(相続)

日程第4 報告第14号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について(相続)

日程第5 報告第15号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について(相続)

日程第6 報告第16号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について(相続)

日程第7 報告第17号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について(相続)

- 日程第 8 報告第 18 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について(相続)
 日程第 9 報告第 19 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について(相続)
 日程第 10 議案第 13 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (売買)
 日程第 11 議案第 14 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (贈与)

6. 出席した事務局職員

事務局長 菊池 拓也
 専門員 中村 吉裕
 主 事 宮本 聖真

7. 会議の概要

事務局長	それではただ今から、7月の定例総会を開会いたします。開会にあたりまして、阿部会長からご挨拶を申し上げます。
阿部会長	(会長あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。
事務局長	それでは、議事に入らせていただきます。 議事の進行は、阿部会長にお願いします。
議長	ただ今から、7月定例総会の会議を開きます。本日の出席委員は、14名中 <u>13</u> 名で定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。 なお、7番・島津委員は、欠席の通告がありましたので、ご報告します。
議長	日程第1、「議事録署名委員の指名について」は、議長から指名させていただきますことに、ご異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。 それでは、6番・峯本委員、8番・米田委員にお願いいたします。
議長	次に、日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。 会期は、本日の、1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。 よって、会期は、本日の1日と決定しました。

議長	日程第 3 ～ 9 号、「報告第 13 ～ 19 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出（相続）について」一括して報告をお願いします。
事務局	それでは、1 ページの、報告第 1 3 号をご覧ください。 （報告書説明） 次、14 号をお願いします。 （報告書説明） 15 号をお願いします。 （報告書説明） この件について、場所を航空写真で確認しましたが、面積の小さい、あさ尻程度が主でありまして、担当地区の委員さん・推進委員さんには、情報提供と言うことでお願いします。ご本人のあっせん希望はありますが、とりあえず、報告とさせていただきます。 何かありましたら、事務局へ相談をお願いします。 次、報告第 1 6 号です。 （報告書説明） 次、報告第 1 7 号です。 （報告書説明） 次、報告第 1 8 号です。 （報告書説明） 次、報告第 1 9 号です。 （報告書説明） 以上、相続の届出になりますので、農地法の許可対象外となっております。
議長	ただいま事務局から報告がありましたが、この件について、質疑ありませんか。 （質疑なし） 質疑がないようですので、次に移ります。
議長	日程第 10、「議案第 13 号 農地法第 3 条の規定による許可申請（売買）について」事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、8 ページの、議案第 1 3 号をご覧ください。 9 ページに位置図を載せております。 （議案説明） 売買価格は、〇〇万円で、10 a 当たり〇〇万〇千円です。 農地法の売買は、耕作目的で所有権移転を行う際に一定の規制を設けております。 これは、地域との調和、並びに集団化などの利用に支障を生ずる恐れが無

いようにしています。

そして、農地を狙った投機目的の農業者以外の者によって取得されないようにしています。

農地法違反については、虚偽・不耕作・管理できない申請など、不正な手段で許可を得たときの罰則について、刑事罰は、3年以下の禁固刑又は、300万円以下の罰金。

行政上の処分は、不許可通知、許可の取消し処分となります。

説明は、以上です。よろしくお願いいたします。

議長

ただ今、事務局の説明に関連して、11番、溜池委員から報告をお願いします。

11番

売買で所有権移転されます。

溜池委員

譲受人は、まじめに営農されておりますので、地域営農に支障はありません。

よろしくお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございました。ただ今の説明について、ご意見のある方は、挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

よろしいですか、それでは採決いたします。

議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって議案第13号は原案のとおり決定しました。

議長

日程第11 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請（贈与）について」事務局からの説明をお願いします。

事務局

それでは、10ページの議案第14号をご覧ください。

11ページに位置図を載せております。

(議案説明)

食品業にお勤めになられておりますが、150日をクリアしております。地域との調和についても続きで作られますので、問題ありません。

取得後、世帯で耕作しますので、営農も大丈夫と思われます。また、転貸にも該当しません。

説明は以上です。宜しくお願いいたします。

議長

この件に関して、第3区、山寄推進委員から報告をお願いします。

第3区 山寄推 進委員	事務局の説明のとおりです。 世帯で営農されており、続きで耕作できますので、なんら問題ありません。
議長	担当地区の私からも説明します。
3番 阿部委員	昔から耕作されており、特に補足はありません。 許可後の話も出ています。 問題ないと思います。
議長	ただ今の説明について、ご意見がある方は挙手をお願いします。 (質疑・意見なし) よろしいですか、それでは、採決致します。議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第14号は原案のとおり決定しました。 それでは、その他に移ります。
議長	なんでも結構です。質問がある方はどうぞ。 (ある場合は、事務局で対応) 事務局からありませんか。
事務局	それでは、町内で発生しました農地の貸借トラブル事案と、不動産業者が介入してきました事案について、説明をさせていただきます。 (別紙・事案説明) また、山田委員から農地の売買に関する事前質問で、自身の農地の管理がままならないのに、新たに農地を購入して、規模拡大してもいいのか、買主の遊休農地から雑木が周辺園地に伸びて迷惑をかけている、伐採の依頼をしているが、一向に作業をしない。 このことについて、農地以外でも、自身の所有物は、自己管理するのがまず、基本だと思います。 従いまして、今回の件について農地法3条の許可基準がありまして、該当しない場合は、不許可となります。主に6つありまして、その中に1番目の全部効率利用要件の欠如ということに該当すると考えられます。 これは、取得後において、現在所有している農地も含め、全ての農地を効率的に利用して耕作や養畜を行うと認められない場合。 (耕作不適地の管理も含まれます。) そのようなときは、不許可に該当すると考えられます。 従いまして、基準を満たさないとの判断で、委員会として許可ができません。

いということになりますので、まずは、自己の園地の管理をしてから、新規取得をお願いするということでもあります。

よって、売買申請について、行政書士を通して、現在事務手続きを行っていますので、事務局からその旨、連絡をして現地対応の依頼をお願いしたいと考えます。

山田委員さんは、しばらく様子を見て頂ければと思います。
よろしくお願いします。

議 長

山田委員さん。

今回は、事務局から行政書士へ連絡をしてみると言うことで、いかかでしょうか。

議 長

他にないようですので、次回の農業委員会総会の日程を決めたいと思います。

事務局では、8月6日、木曜日、13時30分からの開催を、予定しているようですが、よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、伊方町農業委員会7月定例総会を閉会いたします。

8. 閉会

(閉会時間 14:05)